

■ 4条1項11号

不服 2024-005101

＜本願商標＞

「おまかせ請求」（標準文字）

第35類「経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，事業の管理，コンピュータデータベースへの情報編集，マーケティング，ビジネスコンサルティング，企業経営に関する情報の提供，電話・コンピュータネットワークによる顧客情報の提供，ビッグデータ・データログ又は電子データの分析を通じて行うマーケティング，販売促進のための企画及び実行の代理，商品の在庫管理及び物流管理，商品の受発注及び在庫情報の提供，倉庫の事業の管理，業務提携の斡旋，事業の仲介及び助言，事業の業務提携の媒介，顧客管理・商品の仕入・配送に関する事務の代行・在庫管理の代行，他人の代りに行う会計の管理・請求書の作成及び照合に関する事務の代行，文書又は磁気テープのファイリング，電子商取引で発生した売掛金の計算事務及び請求書発行事務の代行」

第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，ウェブサイトの作成又は保守，オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），ウェブサーバーの貸与，コンピュータ技術に関する助言，コンピュータシステムの分析，クラウドコンピューティングを介した仮想コンピュータシステムの提供，クラウドコンピューティングに関する情報の提供，コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発，アプリケーションプログラムの設計・作成又は保守，ビッグデータの収集・解析・分析又は保存，インターネットサーバーの記憶領域の貸与，ウェブポータルサイトの設計，コンピューターネットワークの環境設定，コンピュータソフトウェアの環境設定・インストール・故障診断・修理・改良及び保守，遠隔操作によるデータのバックアップ，検索エンジンの提供，アプリケーションプログラムの提供，コンピュータソフトウェアプラットフォームの提供（PaaS），サーバーのホスティング」

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

引用商標：

第35類「コンピュータによる支払の請求に関する事務処理の代理又は代行，コンピュータ通信網を利用した支払の請求に関する事務処理の代理又は代行，一般事務処理又は経理事務処理の代理又は代行，見積書・納品書・請求書の発行状況・送付状況・受注状況・請求状況・入金状況の管理に関する事務処理の代行，見積書・納品書・請求書の作成に関する事務の代行，商品及びサービスの売上管理・在庫管理・顧客管理，コンピュータデータベースへの情報編集」

第42類「支払の請求に関する事務処理を実行するサーバコンピュータの貸与，その他のサーバコンピュータの貸与，支払の請求に関する事務処理を実行する電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，その他の電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，支払の請求に関する事務処理を実行するウェブサイトの設計・作成又は保守，その他のウェブサイトの設計・作成又は保守，支払の請求に関する事務処理を実行する電子計算機用プログラムの提供，その他の電子計算機用プログラムの提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「おまかせ請求」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標の構成中の「おまかせ」の文字は「自分で判断・選択せず、他人にまかせること。一任すること。」を、「請求」の文字は「こいもとめること。要求。」をそれぞれ意味する語（いずれも出典：広辞苑 第七版）であることから、本願商標全体からは、「請求をまかせること」程の漠然とした意味合いを理解することはできるものの、直ちに特定の意味合いが生じるとは言いがたく、特定の意味合いを有する語として認識されているというような事情も見いだせないものであって、一種の造語として認識、把握されるとみるのが相当である。

よって、本願商標は、その構成文字に相応して、「オマカセセイキュウ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、青色で表された「おまか」の文字、黄緑色で塗りつぶされた角を丸くした四角形の中に、やや大きめの書体で白抜きで表された「請」の文字及び青色でやや大きめの書体で表された「求」の文字を横一列に表してなるところ、構成各文字の大きさや色彩が異なるとしても、構成全体としては、同一の書体で横一列にまとまりよく一体的に表してなるものであって、特定の文字部分だけが独立して看者の注意を引

くようなものではないから、引用商標は、全体で一連一体の語を表してなると看取できるものである。

そして、引用商標の構成中の「おまか」の文字は、一般の辞書等に掲載されている成語とは認められないことから、特定の意味合いを有しない一種の造語と理解されるものであり、「請求」の文字は「こいもとめること。要求。」を意味する語（出典：広辞苑第七版）であるから、引用商標は全体として、特定の語義を有さない、一種の造語として認識、把握されるとみるのが相当である。

よって、引用商標は、その構成文字に相応して、「オマカセイキュウ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否について検討すると、両者は上記（1）及び（2）の構成よりなるところ、外観においては、書体に差異があるものの、その構成文字のつづりにおいて、語頭の3文字及び語尾の2文字が共通し、その差異は中間部における「せ」の文字の有無のみであり、引用商標のデザイン化の程度も著しいものではないことからすれば、両者は外観上、近似した印象を与えるものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「オマカセイキュウ」の称呼と引用商標から生じる「オマカセイキュウ」の称呼を比較すると、両称呼は、称呼における識別上重要な要素である語頭の音を含め、7音を共通にし、その差異は中間部における「セ」の音の有無にすぎない。

そして、両称呼が有する「セ」の音は、その位置が比較的聴取しがたい中間音であり、かつ、中間において連続する同音は、両者が互いに吸収され1音のように聴取されやすいものであることを考慮すれば、本願商標の称呼における、中間の「セ」と「セ」の2音が1音のように聴取されることもあり得るものであって、当該「セ」の音の有無の称呼に及ぼす影響はわずかなものであるといわざるを得ない。

そうすると、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、語調語感が近似し、互いに聞き誤るおそれがあるというべきである。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないのであるから、観念上、比較することができない。

してみれば、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観において近似した印象を与えるものであって、称呼において互いに聞き誤るおそれがある

ものであるから、これらを総合して考察すれば、本願商標と引用商標は、同一又は類似の役務について使用するときは、役務の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である。

(4) 本願の指定役務と引用商標の指定役務との類否について

本願の指定役務は、引用商標の指定役務と同一又は類似するものと認められる。

(5) 請求人の主張について

請求人は、過去の審決例及び登録例を挙げて、本願商標も登録されるべき旨を主張している。

しかしながら、引用された過去の審決例及び登録例と本願商標とは、その構成を異にするものであり、同一に論ずることは適切ではなく、また、商標の類否判断は、当該登録出願の査定時又は審決時において、その判断の対象となる商標が使用される商品又は役務における取引の実情等も併せ考慮して、個別具体的に判断されるべきものであるから、請求人の挙げた過去の審決例及び登録例の存在によって、本願商標の商標法第4条第1項第11号該当性の判断が左右されるものではない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(6) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**おまかせ請求**」と引用商標「**おまか請求**」は、観念において比較できないとしても、外観において近似した印象を与えるものであって、称呼において互いに聞き誤るおそれがあるものであるから、これらを総合して考察すれば、本願商標と引用商標は、同一又は類似の役務について使用するときは、役務の出所について誤認混同を生じるおそれのある互いに類似の商標というのが相当である、と判断されました。

商標実務に縁のない一般の人々の感覚からすると、本願商標「**おまかせ請求**」と引用商標「**おまか請求**」が似ている（類似する）と言われても、当然のように感じられるかもしれませんが。一方で、商標の外観・称呼・観念に基づいた類否判断にどっぷりと浸かっている商標実務家からすると、両商標の外観や称呼が近似すると認定された上で、商標類似の判断がなされた本審決の結論は、意外に感じられた方も少なくないのではないかと思います。

特に、称呼については、審決における「いつものパターン(?)」による判断であれば、本事件では音数や音調が異なるなどといった理由で、間違いなく「明瞭に聴別できる」とされるであろうと言っても過言ではないでしょう。

もともと、個人的には本審決の結論に賛同したいと思います。
近年では、先行の登録商標の文字に1文字、2文字程度足しただけの後発の商標が、当たり前のように非類似の商標として登録されているのが現状であり、これらの商標が同じ市場で使用された場合に本当に出所の誤認混同が生じないのか、疑問に感じることも少なくないからです。

また、いつも言っている気がしますが、商標の類似範囲があまりに狭いものとされると、先行商標の商標権者からすれば「何のために商標登録をしているのか?」という話になり、商標登録制度が魅力のないものになってしまうことが懸念されるからです。

たしかに、少々強引な認定であるような気がしなくもありませんが、一般需要者の感覚を重視したと思われる本審決の判断には、個人的に敬意を表したいと思います。

ところで、本事件でもう一つ気になったのは、本願商標「**おまかせ請求**」の識別力です。第35類の指定役務には「他人の代りに行う会計の管理・請求書の作成及び照合に関する事務の代行」や「電子商取引で発生した売掛金の計算事務及び請求書発行事務の代行」が含まれており、これらの指定役務との関係では、本願商標の識別力は弱いのではないかという印象を受けました。しかしながら、審決では『**本願商標全体からは、「請求をまかせること」程の漠然とした意味合いを理解することはできるものの、直ちに特定の意味合いが生じるとは言いがたく、特定の意味合いを有する語として認識されているというような事情も見いだせないものであって、一種の造語として認識、把握されるとみるのが相当である**』と認定されています。

引用商標の商標権者は、本当は「おまかせ請求」のネーミングを採用したかったものの、これでは識別力が認められず商標登録ができないのではないかと考えた結果、あえて「おまかせ請求」として採用したのではないかなどと当職は推測してしまうのですが、実際のところはどうか気になる次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年12月9日 >